

## 平成28年12月定例会議案概要

### ◆議案第32号 平成28年度松戸市一般会計補正予算（第3回）

#### 【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,534億6,776万4千円に、歳入歳出それぞれ30億6,057万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,565億2,833万6千円とする。

(単位：千円)

| 歳入歳出補正予算 | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|----------|-------------|-----------|-------------|
|          | 153,467,764 | 3,060,572 | 156,528,336 |

#### (1) 歳出

| 事業内容                | 補正前の額     | 補正額       | 計         |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 国の補正予算（第2号）対応       | -         | 2,461,681 | -         |
| 民) 臨時福祉給付金給付事業      | 559,305   | 1,481,681 | 2,040,986 |
| 土) 矢切駅前広場整備業務       | 1,242,320 | 96,000    | 1,338,320 |
| 土) (仮称) 春雨橋親水広場整備業務 | 1,888,947 | 68,000    | 1,956,947 |
| 土) 戸定が丘歴史公園拡充整備業務   | 2,642,048 | 55,000    | 2,697,048 |
| 教) 小中学校アスベスト対策事業    | 0         | 481,000   | 481,000   |
| 教) 小学校施設整備事業        | 208,987   | 280,000   | 488,987   |
| 交通事故に伴う賠償金          | 1,500     | 16,147    | 17,647    |

#### (2) 歳入

| 事業内容                   | 補正前の額     | 補正額       | 計         |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 国の補正予算（第2号）対応          | -         | 3,041,506 | -         |
| 国) 臨時福祉給付金給付事業費・事務費補助金 | 1,954,305 | 1,481,681 | 3,435,986 |
| 国) 社会資本整備総合交付金         | 325,462   | 167,600   | 493,062   |
| 国) 学校施設環境改善交付金         | 680,491   | 177,725   | 858,216   |
| 土木債 (道路橋りょう・河川・都市計画)   | 6,619,300 | 76,600    | 6,695,900 |
| 教育債 (小学校・中学校)          | 1,909,500 | 1,137,900 | 3,047,400 |

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| その他雑入 | 40,808 | 19,066 | 59,874 |
|-------|--------|--------|--------|

(3) 基金積立金等

|        | 平成27年度末<br>現在高 | 繰入    |     | 積立      | 12月補正後<br>現在高 |
|--------|----------------|-------|-----|---------|---------------|
|        |                | 補正前の額 | 12月 |         |               |
| 庁舎建設基金 | 2,000,000      | -     | -   | 582,744 | 2,582,744     |

(4) 債務負担行為補正 【追加】

| 事業名                      | 期間            | 限度額     |
|--------------------------|---------------|---------|
| 管理代行業務（常盤平駅北口第1自転車駐車場）   | 平成28年度～平成29年度 | 7,210   |
| 管理代行業務（松戸駅東口自転車駐車場他49か所） | 平成28年度～平成29年度 | 298,365 |
| 管理代行業務（松戸運動公園他8か所）       | 平成28年度～平成32年度 | 794,308 |

<歳出の概要>

- 臨時福祉給付金給付事業 増 14億8,168万1千円  
消費税10%への引き上げが延期された事に伴い、引き続き低所得者に対する負担軽減措置を延長するもので、歳入の臨時福祉給付金給付事業費・事務費補助金を全額充当する。
- 矢切駅前広場整備業務 増 9,600万円  
用地費にかかる財源更正及び平成29年度の予定工事を一部前倒しする経費を措置する。
- （仮称）春雨橋親水広場整備業務 増 6,800万円  
用地費にかかる財源更正及び平成29年度の予定工事を前倒しする経費を措置する。
- 戸定が丘歴史公園拡充整備業務 増 5,500万円  
平成29年度の予定工事を一部前倒しする経費を措置する。
- 小中学校アスベスト対策事業 4億8,100万円  
松飛台第二小学校ほか5校及び第四中学校ほか2校でアスベスト対策工事を前倒しする経費を措置する。
- 小学校施設整備事業 増 2億8,000万円  
上本郷第二小学校体育館の解体工事及び梨香台小学校給食室の増築工事を前倒しする経費を措置する。
- 交通事故に伴う賠償金 増 1,614万7千円  
平成24年度に発生した交通事故について、裁判所が提示した和解案に原告・被告双方ともに合意に至る見込みとなったことから、和解議案の上程と併せ賠償金を措置する。

<歳入の概要>

○国の補正予算（第2号）対応 30億4,150万6千円

歳出の民生費、土木費、教育費の各事業に充当する国の補正予算（第2号）により交付される国庫補助金及び対応する地方債を、今年度実施している小中学校冷房化事業の財源更正を含め措置する。

○その他雑入 増 1,906万6千円

交通事故に伴う賠償金について、全国市有物件災害共済会より保険金を受け入れる。

<基金積立金等の概要>

○庁舎建設基金積立金 5億8,274万4千円

国庫補助金の増、起債の充当率の増に伴う一般財源の負担軽減分相当額等を、庁舎建設基金に積立する。これにより、補正後の基金年度末残高は、25億8,274万4千円となる。

<債務負担行為の概要>

○常盤平駅北口第1自転車駐車場及び松戸駅東口自転車駐車場ほか49か所並びに松戸運動公園ほか8か所の各管理代行業務については、指定管理者の指定に伴い債務負担行為を追加し記載のとおり期間・限度額を設定する。

◆議案第33号 平成28年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額585億4,783万2千円に、歳入歳出それぞれ195万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585億4,978万6千円とする。

(単位：千円)

| 歳入歳出補正予算 | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|----------|------------|-------|------------|
|          | 58,547,832 | 1,954 | 58,549,786 |

(1) 歳出

| 事業内容          | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------------|-----------|-------|-----------|
| 後期高齢者支援金      | 6,860,271 | 516   | 6,860,787 |
| 後期高齢者関係事務費拠出金 | 452       | 42    | 494       |
| 前期高齢者納付金      | 3,091     | 1,396 | 4,487     |

(2) 歳入

| 事業内容              | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------------------|---------|-------|---------|
| 国民健康保険事業財政調整基金繰入金 | 367,425 | 1,954 | 369,379 |

<歳出の概要>

|                |           |
|----------------|-----------|
| ○後期高齢者支援金      | 増 51万6千円  |
| ○後期高齢者関係事務費拠出金 | 増 4万2千円   |
| ○前期高齢者納付金      | 増 139万6千円 |

それぞれ、加入者1人あたりの負担額の増額等にもなう予算措置をする。

<歳入の概要>

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| ○国民健康保険事業財政調整基金繰入金 | 増 195万4千円 |
|--------------------|-----------|

歳出の事業に繰入する。

**◆議案第34号 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**  
**【幼児保育課】**

**【提案理由】**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る省令の改正に伴い、個人番号及び特定個人情報利用範囲に関する規定の整備等を行うため。

**【概 要】**

「松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例」における、別表第1及び別表第2の改正。

- 19の項 私立幼稚園就園奨励費を補助金から助成金へ変更したことにより、交付規則を廃止・制定したことから該当箇所を変更するもの。
- 32の項 上位法である番号法別表第二主務省令の改正により該当事務が追加されたため、松戸市独自利用事務として条例で定める必要がなくなったことから削除するもの。
- 33、34の項 前項削除により繰り上げするもの。

**【新旧対照表】**

| 現 行         |   | 改 正 案       |   |
|-------------|---|-------------|---|
| 別表第1（第4条関係） |   | 別表第1（第4条関係） |   |
| 執行機関        | 事務  | 執行機関        | 事務  |
| 19 市長       | 松戸市私立幼稚園就園奨励費補助金等交付規則（平成24年松戸市規則第41号）による私立幼稚園就園奨励費補助金又は私立幼稚園児補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 19 市長       | 松戸市私立幼稚園等就園奨励費等交付規則（平成28年松戸市規則第51号）による私立幼稚園就園奨励費助成金又は私立幼稚園児助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 32 市長       | 介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                                      | （削除）        |   |
| 33 市長       | （略）   | 32 市長       | （略）   |

別表第2（第4条関係）

| 執行機関  | 事務  | 特定個人情報                       |
|-------|---|------------------------------|
| 19 市長 | 松戸市私立幼稚園就園奨励費補助金等交付規則による私立幼稚園就園奨励費補助金又は私立幼稚園児補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 32 市長 | 介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                                   | 地方税関係情報、住民票関係情報であって規則で定めるもの  |
| 33 市長 | (略)   |                              |
| 34 市長 | (略)   |                              |

別表第2（第4条関係）

| 執行機関  | 事務  | 特定個人情報                       |
|-------|---|------------------------------|
| 19 市長 | 松戸市私立幼稚園等就園奨励費等交付規則による私立幼稚園就園奨励費助成金又は私立幼稚園児助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| (削除)  |   |                              |
| 32 市長 | (略)   |                              |
| 33 市長 | (略)   |                              |

### ◆議案第35号 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

## 【提案理由】

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため。

## 【概要】

## 1 期末手当の支給割合の改正（第7条第2項）

期末手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。（在職期間6ヶ月：4.2月⇒4.3月）

(ア) 平成28年度、12月の期末手当支給割合を0.1月引き上げる。

【平成28年12月1日遡及適用】

(イ) 平成29年度以降、6月及び12月の期末手当支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

【平成29年4月1日施行】

(単位：月)

| 在職期間       | 現行     |        |      | 改正後（ア） |        | 改正後（イ） |        | 改正後  |
|------------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|------|
|            | 6月     | 12月    | 年間   | 6月     | 12月    | 6月     | 12月    |      |
| 6か月        | 2.025  | 2.175  | 4.2  | 2.025  | 2.275  | 2.075  | 2.225  | 4.3  |
| 5か月以上6か月未満 | 1.62   | 1.74   | 3.36 | 1.62   | 1.82   | 1.66   | 1.78   | 3.44 |
| 3か月以上5か月未満 | 1.215  | 1.305  | 2.52 | 1.215  | 1.365  | 1.245  | 1.335  | 2.58 |
| 3か月未満      | 0.6075 | 0.6525 | 1.26 | 0.6075 | 0.6825 | 0.6225 | 0.6675 | 1.29 |

**◆議案第36号 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**【人事課】**

**【提案理由】**

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。

**【概要】**

1 期末手当の支給割合の改正（第6条第2項）

期末手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。（在職期間6ヶ月：4.2月⇒4.3月）

（ア）平成28年度、12月の期末手当支給割合を0.1月引き上げる。

**【平成28年12月1日遡及適用】**

（イ）平成29年度以降、6月及び12月の期末手当支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

**【平成29年4月1日施行】**

（単位：月）

| 在職期間       | 現行     |        |      | 改正後（ア） |        | 改正後（イ） |        | 改正後<br>年間 |
|------------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|-----------|
|            | 6月     | 12月    | 年間   | 6月     | 12月    | 6月     | 12月    |           |
| 6か月        | 2.025  | 2.175  | 4.2  | 2.025  | 2.275  | 2.075  | 2.225  | 4.3       |
| 5か月以上6か月未満 | 1.62   | 1.74   | 3.36 | 1.62   | 1.82   | 1.66   | 1.78   | 3.44      |
| 3か月以上5か月未満 | 1.215  | 1.305  | 2.52 | 1.215  | 1.365  | 1.245  | 1.335  | 2.58      |
| 3か月未満      | 0.6075 | 0.6525 | 1.26 | 0.6075 | 0.6825 | 0.6225 | 0.6675 | 1.29      |

**◆議案第37号 松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

**【人事課】**

**【提案理由】**

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額、初任給調整手当の額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、配偶者及び子に係る扶養手当の額の改定等を行うため。

**【概要】**

1 『松戸市一般職の職員の給与に関する条例』

① 俸給表の改正（別表第1～別表第5）

下記俸給表の俸給月額を引き上げる。

**【平成28年4月1日遡及適用】**

| 俸給表       | 平均改正額 | 改正率   |
|-----------|-------|-------|
| 行政職俸給表    | 586 円 | 0.17% |
| 医療職俸給表(一) | 540 円 | 0.10% |
| 医療職俸給表(二) | 679 円 | 0.22% |
| 医療職俸給表(三) | 680 円 | 0.21% |
| 教育職俸給表    | 778 円 | 0.23% |
| 全俸給表      | 655 円 | 0.20% |

※上記表は、各俸給表上の平均改定額及び改定率

② 勤勉手当の支給割合の改正（第20条の4）

『一般職』 勤勉手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。（4.2月⇒4.3月）

（ア）平成28年度、12月の勤勉手当支給割合を0.1月引き上げる。

【平成28年12月1日遡及適用】

（イ）平成29年度以降、6月及び12月の勤勉手当支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

【平成29年4月1日施行】

(単位：月)

|        | 6月    |      |       | 12月   |      |       | 年間  |     |     |
|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|-----|-----|-----|
|        | 期末    | 勤勉   | 計     | 期末    | 勤勉   | 計     | 期末  | 勤勉  | 計   |
| 現 行    | 1.225 | 0.80 | 2.025 | 1.375 | 0.80 | 2.175 | 2.6 | 1.6 | 4.2 |
| 改正後（ア） | 1.225 | 0.80 | 2.025 | 1.375 | 0.90 | 2.275 | 2.6 | 1.7 | 4.3 |
| 改正後（イ） | 1.225 | 0.85 | 2.075 | 1.375 | 0.85 | 2.225 | 2.6 | 1.7 | 4.3 |

『再任用』 勤勉手当の年間支給割合を0.05月引き上げる。（2.2月⇒2.25月）

（ウ）平成28年度、12月の勤勉手当支給割合を0.05月引き上げる。

【平成28年12月1日遡及適用】

（エ）平成29年度以降、6月及び12月の勤勉手当支給割合をそれぞれ0.025月引き上げ、年間0.05月引き上げる。

【平成29年4月1日施行】

(単位：月)

|        | 6月   |       |       | 12月  |       |       | 年間   |      |      |
|--------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|------|
|        | 期末   | 勤勉    | 計     | 期末   | 勤勉    | 計     | 期末   | 勤勉   | 計    |
| 現 行    | 0.65 | 0.375 | 1.025 | 0.80 | 0.375 | 1.175 | 1.45 | 0.75 | 2.20 |
| 改正後（ウ） | 0.65 | 0.375 | 1.025 | 0.80 | 0.425 | 1.225 | 1.45 | 0.80 | 2.25 |
| 改正後（エ） | 0.65 | 0.400 | 1.050 | 0.80 | 0.400 | 1.200 | 1.45 | 0.80 | 2.25 |

③ 扶養親族の規定の改正（第10条第2項第2号）

扶養手当「子」の支給額の改正に伴い、扶養親族の規定について字句の整備を行う。  
 なお、次の条例における扶養手当の規定について、同様の改正を行う。

『松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条）』

『松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条）』

【平成29年4月1日施行】

④ 扶養手当の支給額等を下記のとおり段階的に改正（第10条・第11条）

（単位：円）

| 扶養親族  | 級    | 平成28年度<br>（現行）           | 平成29年度                      | 平成30年度 | 平成31年度<br>以降 |
|---|------|--------------------------|-----------------------------|--------|--------------|
| 配偶者   | 8級   | 13,000                   | 10,000                      | 6,500  | 3,500        |
|   | 7級以下 | 13,000                   | 10,000                      | 6,500  | 6,500        |
| 子   | —    | 6,500                    | 8,000                       | 10,000 | 10,000       |
| 配偶者及び子以外  | 8級   | 6,500                    | 6,500                       | 6,500  | 3,500        |
|   | 7級以下 | 6,500                    | 6,500                       | 6,500  | 6,500        |
| 職員に配偶者がない場合<br>配偶者以外の扶養親族うち1人                               |      | 11,000                   | 子<br>10,000<br>子以外<br>9,000 | 廃止     |              |
| 満15歳に達する日後の最初の4月1日から<br>満22歳に達する日以後の最初の3月31日<br>までの間にある子の場合 |      | 1人につき5,000円を加算<br>（改正なし） |                             |        |              |

※医療職俸給表（一）の適用職員については、上記の表のうち、「8級」を「3級以上」と、「7級以下」を「2級以下」とする。

ただし、医療職俸給表（一）4級の職員については、平成32年度以降、子以外の扶養親族への扶養手当を支給しない。

⑤ 初任給調整手当の改正（第9条の4）

医療職俸給表（一）の適用職員に支給される初任給調整手当の上限額を引き上げる。

【平成28年4月1日遡及適用】

（現行）184,100円を超えない範囲

（改正後）184,300円を超えない範囲

⑥ [再任用職員] 俸給表の改正（別表第1・別表第3・別表第5）

下記俸給表の再任用職員の職務の級に4級及び5級を追加する。

【平成29年4月1日施行】

(単位：円)

- ・行政職俸給表
- ・医療職俸給表(二)
- ・医療職俸給表(三)

| 再任用職員 | 3級      | 4級      | 5級      |
|-------|---------|---------|---------|
| 現行    | 214,000 | —       | —       |
| 改正後   | 214,400 | 234,400 | 254,400 |

※3級の改正後の増額は人事院勧告に伴う改正によるもの

## 2 『松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例』

### ① [特定任期付職員] 俸給表の改正 (第7条第1項)

特定任期付職員の俸給表の1号俸及び2号俸の俸給月額を引き上げる。

【平成28年4月1日遡及適用】

(単位：円)

| 号俸 | 俸給月額    |         |
|----|---------|---------|
|    | 現行      | 改正後     |
| 1  | 371,000 | 372,000 |
| 2  | 419,000 | 420,000 |

### ② [特定任期付職員] の期末手当支給割合の改正 (第9条第2項)

『特定任期付職員』 期末手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。(3.15月⇒3.25月)

(ア) 平成28年度、12月の期末手当支給割合を0.1月引き上げる。

【平成28年12月1日遡及適用】

(イ) 平成29年度以降、6月及び12月の期末手当支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

【平成29年4月1日施行】

(単位：月)

|        | 6月    | 12月   | 年間   |
|--------|-------|-------|------|
| 現行     | 1.575 | 1.575 | 3.15 |
| 改正後(ア) | 1.575 | 1.675 | 3.25 |
| 改正後(イ) | 1.625 | 1.625 | 3.25 |

### ③ 任期付短時間勤務資格職員俸給表の改正 (別表第1・別表第2)

下記俸給表の俸給月額を引き上げる。

【平成28年4月1日遡及適用】

任期付短時間勤務資格職員俸給表（一）

（単位：円）

| 号俸                                 | 俸給月額    |         |
|------------------------------------|---------|---------|
|                                    | 現行      | 改正後     |
| 1                                  | 153,400 | 154,600 |
| 2                                  | 154,900 | 156,100 |
| 3                                  | 156,300 | 157,500 |
| 4                                  | 157,800 | 159,000 |
| 5                                  | 159,100 | 160,300 |
| 6                                  | 160,500 | 161,700 |
| 7                                  | 162,000 | 163,200 |
| 8                                  | 163,400 | 164,600 |
| 9                                  | 164,800 | 166,000 |
| 10                                 | 166,300 | 167,500 |
| 11                                 | 167,700 | 168,900 |
| 12                                 | 169,200 | 170,400 |
| ※保育士等、別表第2に該当しない任期付短時間勤務資格職員に適用する。 |         |         |

任期付短時間勤務資格職員俸給表（二）

（単位：円）

| 号俸                             | 俸給月額    |         |
|--------------------------------|---------|---------|
|                                | 現行      | 改正後     |
| 1                              | 172,100 | 173,400 |
| 2                              | 173,200 | 174,600 |
| 3                              | 174,400 | 175,800 |
| 4                              | 175,600 | 177,000 |
| 5                              | 176,800 | 178,200 |
| 6                              | 178,000 | 179,300 |
| 7                              | 179,300 | 180,700 |
| 8                              | 180,700 | 182,100 |
| 9                              | 182,100 | 183,400 |
| 10                             | 183,200 | 184,600 |
| 11                             | 184,600 | 185,900 |
| 12                             | 185,900 | 187,300 |
| ※看護師等の資格を有する任期付短時間勤務資格職員に適用する。 |         |         |

◆議案第38号 松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定の整備を行うため。

【概要】

1 勤続期間の計算（第6条第2項）

字句の整備 【公布の日施行】

2 失業者の退職手当（第9条）

下記の雇用保険法の改正に伴い『失業者の退職手当』に係る規定を改正する。

【平成29年1月1日施行】

（ア）『失業者の退職手当』とは

公務員の退職手当は、勤続報償を基本的性格としつつ、退職後の生活保障としての性格も併せ持つことから、雇用保険法の適用から原則除外されており、退職後、失業状態

にある場合でも失業保険等給付金を受けることができない。

ただし、勤続年数が短く(主に3年以内)退職手当の支給額が極めて低額である職員又は退職手当が支給されない職員については、退職後一定期間内に失業状態にある場合に限定して『失業者の退職手当』を支給する。

具体的には、退職手当等の額(A)が雇用保険の「失業保険等給付金」(B)に満たない場合に、その差額分(B-A)を限度として支給する。

(イメージ図)

|     |                      |                       |
|-----|----------------------|-----------------------|
| 公務員 | 退職手当<br>(A)          | 失業者の退職手当<br>(B) - (A) |
|     | 雇用保険の失業保険等給付金<br>(B) |                       |
| 民間  |                      |                       |

※ただし、『失業者の退職手当』は、公共職業安定所にて、求職申込を行い受給資格の認定を受け、その後、就職活動の実施等、支給要件を満たす者が申請した場合のみ支給する。

(イ) 『失業者の退職手当』に係る雇用保険法の改正

- ・65歳以降に雇用された者『高年齢被保険者』についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合は、その都度、高年齢求職者給付金を支給。  
さらに介護休業給付、教育訓練給付等についても、支給の対象とする。
- ・改正前の『広域求職活動費』を『求職活動支援費』と改め新設。  
交通費等支給の適用距離を往復300kmから往復200kmに緩和し、面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用等についても支給対象とする。

## ◆議案第39号 松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

【税制課】

### 【提案理由】

地方税法(昭和25年法律第226号)等の改正に伴い、個人市民税において、一定の条件の下、特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例及び市民税の延滞金の計算期間に関する規定等を整備するため。

### 【改正の要旨】

- 1 第1条による改正 松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)の一部改正
  - (1) 個人市民税の医療費控除の特例が創設(平成30年1月1日施行)されたことにより規定を設けるもの。  
(附則第13条の2)

<内容>

「セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬（※1）控除（医療費控除の特例）」の創設。

適切な健康管理の下で、医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、一定の取組（※2）を行う個人が、スイッチOTC薬を購入した費用が年間1万2千円を超えた場合、その超える部分の金額（年間8万8千円を限度）について、その年分の所得控除を受けることができる制度。

（※1）[スイッチOTC薬]

一般用医薬品（処方箋不要の医薬品）等のうち、医療用から転用された医薬品

（例 かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬等）

（※2）[一定の取組]

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

| 控除対象                            | 区分（購入費用） | 所得控除の額      |
|---------------------------------|----------|-------------|
| 特定一般用医薬品<br>（スイッチOTC薬）<br>の購入費用 | 年間10万円未満 | 1万2千円を超える部分 |
|                                 | 年間10万円以上 | 8万8千円       |

（例）特定一般用医薬品購入金額20,000円－下限額12,000円＝8,000円

（所得控除の額）

- (2) 個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間等について、一定の期間を控除することとされたため、規定を設けるもの。  
（第11条、第39条第4項、第53条第5項、第54条第4項）
- (3) 固定資産税及び都市計画税の減額措置において、地域決定型地方税制特例措置（通称「わかまち特例」）について、新たに対象となる設備等が追加措置されたことにより、特例割合を定めるもの。  
（附則第31条、附則第50条）
- (4) 個人市民税において、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、所得割の課税の特例として、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとされたため、規定を設けるもの。  
（第28条の2、第29条）
- (5) 松戸市市税条例の規定中、関係法改正に伴い引用条文等を改めるもののほか所要の整備を行うもの。

2 第2条による改正 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第40号）の一部改正

市たばこ税の規定において、関係法改正に伴い引用条文等を改めるもの。

（附則第3条第6項）

3 第3条による改正 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成28年松戸市条例第23号）の一部改正

固定資産税の規定において、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する減額申告について、補助金等の添付書類を必要とする改修工事の時期に関する経過措置の規定を設けるもの。

（附則第2条第2項）

## 【概要】

1 第1条による改正 松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部改正

| No. | 改正見出し  | 改正の概要   | 松戸市市税条例条項  | 対応する法令                                      |
|-----|--|---|--|---|
| 1   | セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除の創設<br>（医療費控除の特例） | 個人市民税の医療費控除の特例が創設されたことにより規定を設けるもの。<br>平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、一定の取組を行う個人が、スイッチOTC薬を購入した費用が年間1万2千円を超えた場合、その超える部分の金額（年間8万8千円を限度）について、その年分の所得控除を受けることができる制度。 | 附則第13条の2<br><br>（平成30年1月1日施行）                              | 法附則第4条の4第3項                                 |
| 2   | 延滞金の計算期間の見直し<br>（控除期間の追加）                          | 個人市民税及び法人市民税において、修正申告等による不足税額に対する延滞金の徴収について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除することとされたため、規定を設けるもの。  | 第11条<br>第39条第4項<br>第53条第5項<br>第54条第4項<br><br>（平成29年1月1日施行） | 法第321条の2<br>法第321条の8<br>法第321条の12<br>法第326条 |
| 3   | 地域決定型地方税制特例措置<br>（通称「わがまち特例」）の追加                   | 固定資産税及び都市計画税の減額措置において、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が追加されたことにより、特例割合を定めるもの。  | 附則第31条<br>附則第50条<br><br>（公布の日）<br><br>（平成28年12月28日公布予定）    | 附則第15条第29項他                                 |

|   |                                    |  |                                     |                                 |
|---|------------------------------------|--|-------------------------------------|---------------------------------|
| 4 | 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に係る、所得割の課税の特例 | 個人市民税において、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、所得割の課税の特例として、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとされたため、規定を設けるもの。 | 第28条の2<br>第29条<br><br>(平成29年1月1日施行) | 外国居住者等所得相互免除法<br>第8条、第12条及び第16条 |
|---|------------------------------------|--|-------------------------------------|---------------------------------|

2 第2条による改正 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第40号）の一部改正

| No. | 改正見出し                   | 改正の概要                             | 松戸市市税条例条項                     | 対応する法令      |
|-----|-------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 1   | 市たばこ税の規定において、関係法改正に伴う整備 | 市たばこ税の規定において、関係法改正に伴い引用条文等を改めるもの。 | 附則第3条第6項<br><br>(平成29年1月1日施行) | 平成27年改正法附20 |

3 第3条による改正 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成28年 松戸市条例第23号）の一部改正

| No. | 改正見出し                         | 改正の概要  | 松戸市市税条例条項                                   | 対応する法令      |
|-----|-------------------------------|--|---|-------------|
| 1   | 固定資産税において、減額規定に関する規定の整備（経過措置） | 固定資産税の規定において、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する減額申告について、補助金等の添付書類を必要とする改修工事の時期に関する経過措置の規定を設けるもの。 | 附則第2条第2項<br><br>(公布の日)<br>(平成28年12月28日公布予定) | 附則第15の9第9項他 |

## ◆議案第40号 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 【廃棄物対策課】

#### 【提案理由】

市が一般廃棄物処理施設を設置するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により生活環境影響調査を実施する必要があることから、生活環境影響調査の結果に係る縦覧等の具体的な手続き等を規定するため。

## 【概要】

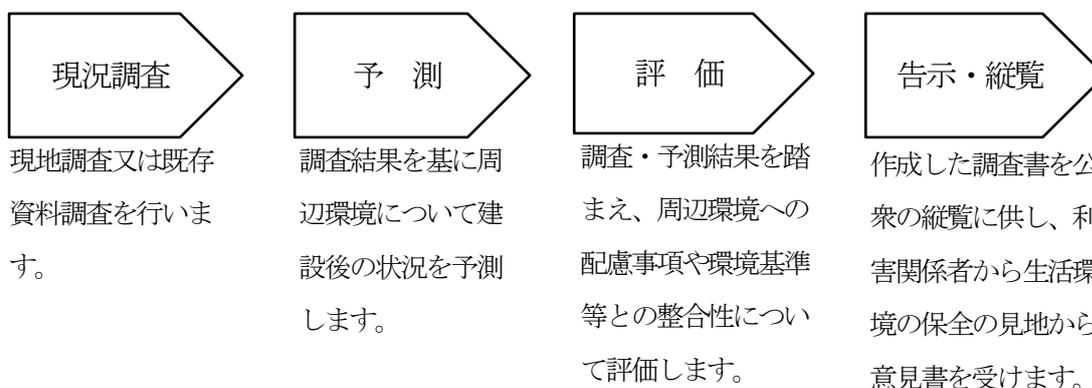
### 1 改正内容

- (1) 縦覧等の対象となる施設
- (2) 縦覧等の告示
- (3) 縦覧の場所及び期間
- (4) 意見書の提出先及び提出期限
- (5) 環境影響評価との関係
- (6) 他の市町村の長との協議

### 2 生活環境影響調査とは

一般廃棄物処理施設の建設計画段階において、計画施設周辺の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その影響の程度を明らかにするとともに、必要な保全対策を施設整備計画に反映させるための調査です。

### 3 生活環境影響調査の手順



## ◆議案第41号 市道路線の廃止及び認定について

【建設総務課】

### 【提案理由】

土地区画整理事業及び開発行為による道路の帰属等に伴い、市道路線の整備を行うため。

### 【概要】

廃止路線 14路線（延長距離 約4,900m）

認定路線 40路線（延長距離 約4,250m）

廃止及び認定後の路線数 5,326路線

廃止及び認定後の延長距離 約1,119km

## ◆議案第42号 財産の無償貸付けについて

【幼児保育課】

### 【提案理由】

市が建設する（仮称）古ヶ崎南保育園を無償で貸し付けることにより、公私連携型保育所を開設し、待機児童の解消を図るため。

### 【概要】

- 1 所在地 古ヶ崎726、727、728番の各一部 旧古ヶ崎南小学校校庭の一部
- 2 延床面積 538.26㎡（1階269.13㎡、2階269.13㎡）
- 3 構造 2階建て 軽量鉄骨造
- 4 施設分類 公私連携型保育所（児童福祉法第56条の8）

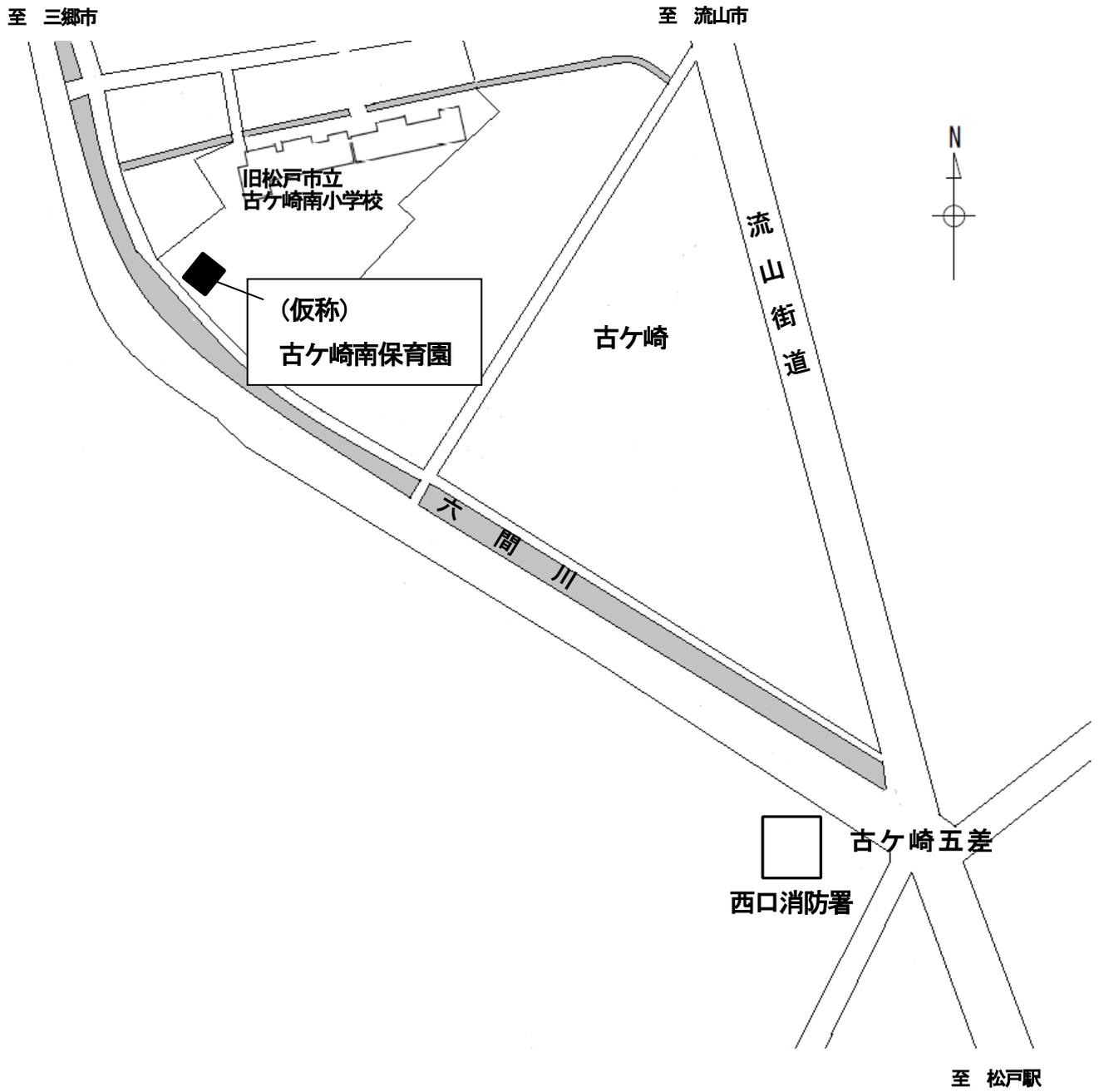
市町村長が設置・運営主体である民間法人（公私連携法人）と連携し、土地・建物など設備の無償又は廉価による譲渡・貸付けなど設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、市と法人とが協定を締結して運営を行う保育所。

運営費に関しては、公設民営委託では市単独負担となることに対し、国・県の負担を見込むことができる。

- 5 定員 3歳～5歳児で85名（3歳28名、4歳28名、5歳29名）
- 6 建物 松戸市が建設し、法人に無償貸付
- 7 開園時期 平成29年4月1日
- 8 貸付相手 未来キッズ有限公司  
(運営者) 取締役 石川 康代
- 9 特記事項 公私連携型保育所としては県内初

(仮称) 古ヶ崎南保育園

案内図



#### ◆議案第43号 和解及び損害賠償の額の決定について

【財産活用課】

##### 【提案理由】

裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るため。

##### 【概要】

- 1 事故発生日時 平成24年4月18日 午前10時10分頃
- 2 事故発生場所 松戸市常盤平三丁目30番2地先道路上
- 3 事故の概要 市車両左側面部と対向進行の相手方の原動機付自転車前部が衝突し、相手方が負傷するとともに、双方車両が損傷した事故
- 4 損害賠償額 36,006,411円

#### ◆議案第44号 指定管理者の指定について（松戸運動公園ほか8スポーツ施設）

【スポーツ課】

##### 【提案理由】

松戸運動公園ほか8スポーツ施設の指定管理者を指定するため。

##### 【概要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
松戸運動公園（武道館、プール、野球場、体育館、陸上競技場）、松戸市新松戸プール、栗ヶ沢公園庭球場、金ヶ作公園庭球場、松戸中央公園庭球場、松戸市新松戸庭球場、松戸市小金原体育館、松戸市常盤平体育館、柿ノ木台公園体育館
- 2 指定管理者の候補者  
シンコースポーツ・松戸市体育協会共同事業体  
（代表団体）東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号  
シンコースポーツ 株式会社  
（構成団体）松戸市上本郷4434番地 松戸運動公園内  
一般財団法人 松戸市体育協会
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

#### ◆議案第45号 指定管理者の指定について（松戸駅東口自転車駐車場ほか49か所）

【交通政策課】

##### 【提案理由】

松戸駅東口自転車駐車場ほか49か所の自転車駐車場の指定管理者の指定期間が平成29年3月31日をもって満了するため。

【概要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
松戸駅東口自転車駐車場ほか49か所
- 2 指定管理者の候補者  
千葉県松戸市旭町一丁目174番地  
公益社団法人 松戸市シルバー人材センター  
理事長 龍谷 公一
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

|    | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 |
|----|----------------------|
| 1  | 松戸駅東口自転車駐車場          |
| 2  | 松戸駅東口高架下自転車駐車場       |
| 3  | 松戸駅西口公園下自転車駐車場       |
| 4  | 松戸駅西口高架下自転車駐車場       |
| 5  | 松戸駅西口第2自転車駐車場        |
| 6  | 松戸駅西口第3自転車駐車場        |
| 7  | 松戸駅西口第4自転車駐車場        |
| 8  | 松戸駅西口第5自転車駐車場        |
| 9  | 北松戸駅東口第1自転車駐車場       |
| 10 | 北松戸駅東口第2自転車駐車場       |
| 11 | 北松戸駅西口自転車駐車場         |
| 12 | 馬橋駅東口高架下自転車駐車場       |
| 13 | 馬橋駅西口自転車駐車場          |
| 14 | 馬橋駅西口高架下自転車駐車場       |
| 15 | 新松戸駅東口第1自転車駐車場       |
| 16 | 新松戸駅西口第1自転車駐車場       |
| 17 | 新松戸駅西口第2自転車駐車場       |
| 18 | 新松戸駅西口第3自転車駐車場       |
| 19 | 新松戸駅西口第4自転車駐車場       |
| 20 | 新松戸駅西口第5自転車駐車場       |
| 21 | 新松戸駅西口第7自転車駐車場       |
| 22 | 新松戸駅西口第8自転車駐車場       |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 2 3 | 新松戸駅西口高架下第1自転車駐車場 |
| 2 4 | 新松戸駅西口高架下第2自転車駐車場 |
| 2 5 | 新松戸駅西口高架下第3自転車駐車場 |
| 2 6 | 北小金駅南口第1自転車駐車場    |
| 2 7 | 北小金駅南口第2自転車駐車場    |
| 2 8 | 北小金駅南口高架下自転車駐車場   |
| 2 9 | 北小金駅北口第1自転車駐車場    |
| 3 0 | 北小金駅北口第2自転車駐車場    |
| 3 1 | 北小金駅北口高架下自転車駐車場   |
| 3 2 | 北小金駅北口参道第1自転車駐車場  |
| 3 3 | 八柱駅南口第1自転車駐車場     |
| 3 4 | 八柱駅南口第2自転車駐車場     |
| 3 5 | 八柱駅北口第1自転車駐車場     |
| 3 6 | 八柱駅北口第2自転車駐車場     |
| 3 7 | 八柱駅北口第3自転車駐車場     |
| 3 8 | 常盤平駅北口第2自転車駐車場    |
| 3 9 | 常盤平駅北口第3自転車駐車場    |
| 4 0 | 五香駅東口第2自転車駐車場     |
| 4 1 | 五香駅東口第3自転車駐車場     |
| 4 2 | 五香駅東口第4自転車駐車場     |
| 4 3 | 五香駅西口第2自転車駐車場     |
| 4 4 | 松戸新田駅北口第1自転車駐車場   |
| 4 5 | 稔台駅南口第1自転車駐車場     |
| 4 6 | 六実駅第1自転車駐車場       |
| 4 7 | 六実駅第2自転車駐車場       |
| 4 8 | 矢切駅第1自転車駐車場       |
| 4 9 | 矢切駅第2自転車駐車場       |
| 5 0 | 矢切駅第3自転車駐車場       |

◆議案第46号 指定管理者の指定について（常盤平駅北口第1自転車駐車場）

【交通政策課】

【提案理由】

常盤平駅北口第1自転車駐車場の指定管理者の指定期間が平成29年3月31日をもって満了するため。

【概 要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
常盤平駅北口第1自転車駐車場
- 2 指定管理者の候補者  
千葉県松戸市金ヶ作277番地の4  
社会福祉法人 ジョイまつど  
理事長 金城 護
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで